

<平成25年度水防協議会議事概要>

日 時 平成25年4月25日(木) 13時30分より

場 所 青森県青森市中央1丁目11-18

ラ・プラス青い森 2階 「カメラア」

出席者(委員)

青森県県土整備部次長	奈良 信秀
青森河川国道事務所 副所長	砂子 勉
陸上自衛隊第九師団 第3部防衛幹部	今村 康嗣
青森地方気象台長	肆矢 雄三
東日本電信電話株式会社 災害対策担当課長	武藤 忠義
東北電力株式会社 土木統括部長	高橋 修
青森県幼少年女性防火委員会 女性防火部会部会長	三上 ナツエ
青森県警察本部警備第二課 災害対策室長	横浜 光広
防災消防課 課長代理	古川 隆治
農林水産部農村整備課 課長代理	山田 泉

(事務局)

防災消防課 農村整備課 漁港漁場整備課  
道路課 港湾空港課 河川砂防課

1. 開会

2. 会長あいさつ

会長欠席のため、県土整備部次長代読。

- ・近年、全国各地で局地的、短時間に発生するいわゆるゲリラ豪雨と呼ばれる集中豪雨により、大きな被害が発生している。本県においても浸水被害の発生やため池の決壊など、甚大な被害が発生した。
- ・現在、県では、多発する災害から県民の生命と財産を守ることを目的に避難道路や防潮堤などのインフラ整備と、地域防災計画の見直しなど危機管理体制の強化を一体的に行う「防災公共」を推進している。
- ・平成25年度青森県水防計画書(案)は、まさに県が進めている「防災公共」におけるソフト対策を担う大変重要なものであり、水防法の定めるところにより、洪水や津波、高潮等による災害を防ぎ、その被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的として策定するものである。

3. 各委員の紹介

#### 4. 平成25年度青森県水防計画（案）の審議

規定により会長が議長を務めることとなっているが、欠席のため、県土整備部次長が代理として議長を務める。

事務局（河川砂防課）より青森県水防計画について以下の内容を説明。

##### 第1章「総則」について

- ・ 一昨年（平成23年）12月の水防法改正をうけ、昨年から「この計画は水防法第7条第1項の規定に基づき、洪水、津波又は高潮に際し、・・・」と目的に津波を加えている。「第3節 津波における留意事項」「第4節 安全配慮」についても同様に加えられている。

##### 第2章「水防組織と水防体制」について

- ・ 国、県及び水防管理団体（＝市町村）それぞれの、水防組織と水防体制から構成されており、県の水防組織については、県内の水防管理団体が行う水防の統括・連絡を図るために、知事を本部長とする水防本部を設置する。
- ・ 河川が指定した基準の水位に達したとき、又は、水防警報等を発する必要があるときには、水防本部長である知事の発する水防指令により、水防配備体制をとることとしている。
- ・ 水防指令の伝達系統において、水防管理団体である市町村には、県の各支部（＝地域整備部）から伝達されることになる。
- ・ 指定水防管理団体の水防要員について、平成25年1月現在、県内の指定水防管理団体は、32団体、水防要員は、18,568人である。（昨年から微増 +44人名）
- ・ 非指定水防管理団体は、8団体、水防要員は、1,467人となっている。（昨年から微減 -9名）

##### 第3章「気象情報及び水防情報等の連絡」について

- ・ 第1節には、「水防活動用注意報・警報の種類」について記載している。
- ・ 昨年から「水防活動用津波注意報・水防活動用津波警報」が追加。
- ・ 平成25年3月から津波警報・注意報の発表基準が変更。
- ・ 気象庁が津波警報及び津波注意報を補完する情報として発表する「津波情報」が昨年から記載されているが、今年はさらに「沖合の津波観測に関する情報」が追加。
- ・ 気象庁及び青森地方気象台が発表するこれらの気象状況については、気象台から関係機関に「防災情報提供システム」等により情報提供されるとともに、県の防災消防課から、県の各機関及び、「防災情報ネットワーク」を通じ水防管理団体等へ通知する仕組みとなっている。

- ・第2節には、「水防警報」を記載している。
- ・国では、岩木川をはじめとする計7河川について水防警報を発する河川に指定している。連絡系統に変更はなし。
- ・県が水防警報を行う河川は、岩木川水系浪岡川をはじめとする36河川となっている。連絡系統に変更はなし。
- ・第3節には「指定河川洪水予報」を記載している。
- ・国土交通省所管では、これまでどおり岩木川をはじめとする6河川で洪水予報を行う。
- ・国土交通省が管理する岩木川及び平川と馬淵川について、青森河川国道事務所から県河川砂防課等を経由して市町村へ、そして住民へと伝達する。また、青森地方気象台からは、所定の関係機関の他に報道機関を通じて、テレビ・ラジオ等により住民に周知する。
- ・高瀬川については、高瀬川河川事務所から県河川砂防課等へ伝達され、岩木川・馬淵川の場合と同様に住民へ伝達される。
- ・県が管理する河川の洪水予報について、昨年度の県における発表実績は、7月梅雨前線豪雨による十川の1回のみであった。
- ・国土交通省の新形式による洪水予報について、青森県分については、今年度にシステムの改修等を行う予定で、平成26年度以降の対応予定である。
- ・第4節には「水位周知河川とはん濫警戒情報の周知」を記載している。
- ・国土交通省が指定している水位周知河川につきましては、浅瀬石川1河川である。
- ・県が指定している水位周知河川は、昨年と同様。
- ・平成24年度の県のはん濫警戒情報の発表実績は、浪岡川、旧十川など4河川で4回となっている。(7/16 浪岡川、中村川 9/10 蟹田川 10/25 旧十川)
- ・今年度も、4月7日(日)下北の大畑川において融雪に伴い、1度発表しており、むつ市から避難勧告が発令されている。
- ・県が指定した水位周知河川のはん濫警戒情報は、報道機関及び市町村を通じて住民へ周知する。
- ・第5節には「ダム放流に伴う通報」を記載している。
- ・国土交通省が管理する浅瀬石川ダムや河川砂防課が所管する目屋ダムを初めとする10ダム及び県農林水産部が所管する防災9ダム、利水6ダムについての放流に伴う情報伝達について記載している。

#### 第4章「水防施設」について

- ・県、水防管理団体及び国の水防倉庫の所在地と資器材備蓄状況について概要を記載している。
- ・水防用土取場調書について、土取場の所在地および調達可能数量を記載している。

## 第5章「雨量、水位及び潮位」の観測所について

- ・第1節には、国土交通省、青森地方气象台、県及び東北電力が所管する雨量観測所について記載している。
- ・第2節には、国土交通省、県が所管する水位観測所について記載している。
- ・西北県民局管内の薄市川、十川の2河川で昨年、観測開始からの最高水位を記録した。
- ・第3節には、国の潮位観測所について、概要を記載している。
- ・第4節には、「雨量、水位の公表」には、現在、国や県が一般に情報提供している、雨量情報等に登録するためのパソコン及び携帯端末のアドレス等を記載している。
- ・青森県河川砂防課では、雨量、水位情報に加え、ダム情報などを一括提供する、「青森県河川砂防情報提供システム」を平成23年3月から、運用している。

## 第6章「重要水防箇所」について

- ・国や県では、水防活動時に注意すべき箇所について「水防上最も重要な区間」をA、「水防上重要な区間」をBとして区分している。

## 第7章「法令規則等」について

- ・第一条（目的）において「この法律は、洪水、津波又は、高潮に際し・・・」と津波が加えられ、第7条第2項に「水防活動に従事する者の安全の確保について」が追加。

## 別資料で最近の水防に関する取組み等について説明

- ・新形式による洪水予報の発表について、重要な情報が即座に読み取れるように表形式を採用するなど、現行の発表文よりも視認性を高め、かつ情報量をコンパクトなものとしている。
- ・津波に関する水防警報の種類及び内容について、「出動」「解除」の2種類となる。
- ・「出動」とは「水防機関が出動する必要がある旨を水防管理団体に対して警告するもの」で、「気象庁から津波警報等が発表され、かつ水防警報発表が必要と認められるとき」に、水防活動が安全に行える状態であることを前提として発表するものである。
- ・「解除」とは「水防活動の必要が解消した旨を通告するもの」で「気象庁から津波警報等が解除されたとき」や「その他水防活動の必要があると認められなくなったとき」に発表するものである。
- ・この津波に関する水防警報を発令するにあたっては、発令する区間をどのように設定するのか、水防団の安全確保を前提として、どのような地震に対して発令するのか、その伝達方法をどうするのかなど、今後検討する必要があるが、これについ

ては、国土交通省が津波防災を含む水防活動全体の強化を図るため、4月1日付けで県に対して改正通知した「水防計画作成の手引き」を参考に進めていく。

- ・水防に関するPRの一環としての取組みについて、県内のコンビニ等と協定を結び、県政に関するポスター、チラシ等を店舗に設置していただく事業で、県の広報広聴課が窓口となっている。
- ・河川砂防課では平成18年6月より河川の水位が上昇し「はん濫注意水位」を超えた場合に事前に登録いただいたメールアドレスに通知する「洪水お知らせメール」を運用しているが、今年はこちらのような内容のチラシを5月27日～6月23日の期間、サークルKサンクスの県内店舗に設置する。

青森地方気象台より津波警報・注意報の発表内容の変更等について説明。

#### 津波を予測する仕組み

- ・地震の規模から海底の変化を予想し、発生した地震の位置や規模などに対応する予測結果を津波予報データベースにて検索することで、沿岸に対する津波警報・注意報を迅速に発表する。
- ・地震の規模であるマグニチュードの種類には2種類あり、計算が速いが巨大地震では過小評価の可能性がある「気象庁マグニチュード」、そして正確だが時間が15分程度かかり、さらに特殊な地震計が必要である「モーメントマグニチュード」がある。
- ・現在の津波警報では第1報を「気象庁マグニチュード」で早く発表し、第2報として「モーメントマグニチュード」を用いてより正確に発表をし、第3報として実際の観測値に合わせて修正し、発表している。

#### 津波警報の課題

- ・東日本大震災では、まず気象庁マグニチュードで測定し、地震の規模を小さく見積もってしまい、小さく見積もってしまったということに認識できていなかった。その後、モーメントマグニチュードを求めようとした際、特殊な地震計が全て振り切れてしまっていたために、津波警報の更新を迅速に行うことができなかった。
- ・「予想される津波の高さ3メートル」などの数値による情報が、避難の遅れにつながってしまった例もある。

#### 津波警報の改善

- ・新しい特殊な地震計の整備を行い、確実な津波警報の修正を行う。
- ・沖合にブイ式海底津波計を新たに3基設置し、沿岸の観測よりも早く沖合における観測地と沿岸での推定値を発表、予想より高い津波が推定されるときには、ただちに津波警報を更新する。

- ・東日本大震災レベルの津波が予想される場合、津波の高さを「巨大」「高い」という言葉で発表し、非常事態であることを伝える。
- ・その後、正しい地震の規模が分かり次第、津波の高さを数値で発表する。
- ・予想される津波の高さは「10m超」「10m」「5m」「3m」「1m」の5段階の数値で発表する。
- ・高い津波が来る前の小さな津波を観測した場合、小さい観測値を発表すると、今回の津波が小さいという誤解を招いてしまう恐れがあるため、「観測中」と発表する。

農村整備課より以下の内容を説明

- ・防指令連絡系統における農村整備課の位置付けは、「農村整備防災班」として、「河川砂防防災班」からの通知を受け、各地域県民局地域農林水産部への通知や情報の収集などを行う。
- ・当課内に「農村整備防災班本部」を設け、「防災ダム担当」、「利水ダム担当」、「排水調整担当」及び「災害対策担当」の4つの担当を設け、それぞれ2班体制で任務を行う。
- ・地域県民局地域農林水産部においても、部長を本部長とする水防体制を組織し、洪水などの発生時には、当課と連絡を取りながら情報の把握などを行くこととしている。
- ・農林水産部所管のダム放流に伴う通報系統について、当部が所管するダムは、防災ダムが9箇所、利水ダムが6箇所の計15箇所となっており、各地域県民局地域農林水産部において適切な管理に努めている。
- ・洪水などに伴うダムから放流で、下流河川の流況に著しい変化が生じる場合には、事前に警報サイレンやスピーカなどを用いて住民へ注意や警戒を促すとともに、関係市町村や警察署、消防署、河川管理者などへ速やかに通知を行う体制としている。
- ・県内1,848箇所の農業用ため池については、設置地点の状況や下流条件等により緊急度を4段階に区分し、さらに規模や管理状況などでランク分けを行ったうえで、市町村や土地改良区などに対し、適切な管理を指導している。
- ・豪雨や融雪などに伴う出水時には、ランクの高いため池を重点的に点検し、各地域県民局地域農林水産部においてその結果を取りまとめ、農村整備防災班へ報告する体制としており、迅速な状況把握による災害の発生防止に努めている。
- ・今年度は、国の補助事業を活用し、ため池の一斉点検を実施することとしており、得られたデータを市町村等へ提供し、今後の管理に活用してもらう。

一括して採決。異議なく承認。

## 5. 閉会